

妊産婦医療費助成事業について

国民健康保険に加入されている方へ

妊産婦（妊娠４カ月となった日の属する月から分娩の日の属する月まで）の方が医療機関を受診する際、健康保険証、妊産婦医療費受給資格証を提示すると自己負担割合が０割となります。

※加入保険が社会保険に変更になった場合は申請手続きが必要です。

社会保険に加入されている方へ

妊産婦（妊娠４カ月となった日の属する月から分娩の日の属する月まで）の方が対象です。

① 医療機関受診・支払い

医療機関を受診する際には、健康保険証、妊産婦医療費受給資格証を提示し、医療費を支払ってきてください。

② 医療費助成申請方法

妊産婦医療費受給資格証を提示し、１ヵ月ごとに、各医療機関及び院外処方薬局から、妊産婦医療費助成申請書の「保険診療証明」に証明を受け、子育て支援センターに提出してください。（妊産婦医療費助成申請書は子育て支援センター、行政局にあります。）

※健診、診断書、自然分娩などの保険診療でないものは助成の対象になりません。また入院時の食事療養費も対象になりません。

※高額療養費が該当する場合は加入されている健康保険組合に申請し、高額療養費決定通知書を添付し、高額療養費支給に関する申立書を記入後、市へ申請してください。高額療養費の支給を受ける権利の消滅時効は、診療を受けた月の翌月の初日から２年ですのでご注意ください。

※帝王切開などの保険診療分があり、直接支払制度を利用して出産育児一時金の範囲内で済んだとしても医療費助成の対象になる場合がありますので、該当する方はご相談ください。

③ 助成の決定

市では、申請の内容を審査の上、助成額を決定し助成金を給付いたします。助成金は申請の翌月２５日に口座振込となります。不備があった場合には支給が遅れることもあります。

※加入保険が変更になった場合は申請手続きが必要です。

※妊産婦医療費助成申請が可能な期間は領収日の翌日より５年以内です。

